○七〇三・二〇	にんにく	三%	B10	
○七〇三・九〇	リーキその他のねぎ属のもの			
	ねぎ（アリウム・フィスツローサム）	三%	B5	
○七・〇四	その他のもの			
	キャベツ、カリフラワー、コールラビー、ケールその他これらに類するあぶらな属の食用の野菜（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）		A	
○七・〇五	レタス（ラクトゥカ・サティヴァ）及びチコリー（キコリウム属のもの）（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）		A	
○七・〇六	にんじん、かぶ、サラダ用のビート、サルシファイ、セルリアク、大根その他これらに類する食用の根（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）		A	
○七〇七・〇〇	きゅうり及びガーキン（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）		A	
○七・〇八	豆（生鮮のもの及び冷蔵したものに限るものとし、さやを除いてあるかないかを問わない。）		A	
○七・〇九	その他の野菜（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）			
○七〇九・二〇	アスパラガス	三%	B10	
○七〇九・三〇	なす		A	
○七〇九・四〇	セルリー（セルリアクを除く。）		A	
○七〇九・五一	きのこ（はらたけ属のもの）		A	
○七〇九・五九	その他のもの			
	しいたけ		X	
	その他のもの		A	
○七〇九・六〇	とうがらし属又はピメンタ属の果実			
	ピーマン（厚肉大果種のもの）	三%	B10	
	その他のもの		B5	
○七〇九・七〇	ほうれん草、つるな及びやまほうれん草		A	
○七〇九・九〇	その他のもの			
	スイートコーン	三%	B10	
	その他のもの		A	
○七・一〇	冷凍野菜（調理してないもの及び蒸気又は水煮による調理をしたものに限る。）			
○七一〇・一〇	ばれいしょ	八・五%	B10	
○七一〇・一一	豆（さやを除いてあるかないかを問わない。）			
	えんどう（ピスム・サティヴム）	八・五%	B10	
○七一〇・二一	ささげ属又はいんげんまめ属の豆			
○七一〇・二二	その他のもの	八・五%	B10	
○七一〇・二九	えだ豆	六%	B5	
	その他のもの			
	ほうれん草、つるな及びやまほうれん草	八・五%	B7	
○七一〇・三〇	スイートコーン	六%	B5	
○七一〇・四〇	その他のもの			
○七一〇・八〇	ごぼう	一二%	B10	
	その他のもの			
	ブロッコリー	六%	B10	
	その他のもの		B5	
○七一〇・九〇	野菜を混合したもの			
	スイートコーンを主成分とするもの	一〇・六%	B7	
	その他のもの	六%	B5	
○七・一一	一時的な保存に適する処理をした野菜（例えば、亜硫酸ガス又は塩水、亜硫酸水その他の保存用の溶液により保存に適する処理をしたもので、そのままの状態では食用に適しないものに限る。）			
○七一一・二〇	オリーブ	九%	B10	A
○七一一・四〇	きゅうり及びガーキン			

○七一一・五一	きのこ及びトリフ			
○七一一・五九	きのこ（はらたけ属のもの）	九%	B7	A
○七一一・九〇	その他のもの			
	その他の野菜及び野菜を混合したもの			
	なす（一個の重量が二〇グラム以下のものに限る。）、らっきょう及びわらび	六%	B10	
	その他のもの			
	ごぼう	一二%	B10	
	その他のもの			
○七・一二	ケーパー	七・五%	B10	
	その他のもの	九%	B10	
	乾燥野菜（全形のもの及び切り、砕き又は粉状にしたものに限るものとし、更に調製したものを除く。）	九%	B15	
○七一二・二〇	たまねぎ			
	きのこ、きくらげ（きくらげ属のもの）、白きくらげ（白きくらげ属のもの）及びトリフ			
○七一二・三一	きのこ（はらたけ属のもの）	九%	B10	
○七一二・三二	きくらげ（きくらげ属のもの）			A
○七一二・三三	白きくらげ（白きくらげ属のもの）			A
○七一二・三九	その他のもの			
	しいたけ	九%	B10	
	その他のもの			A
○七一二・九〇	その他の野菜及び野菜を混合したもの			X
	スイートコーン			A
	薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適するようにしたもの	一キログラムにつき九円	B10	A
	その他のもの			
	その他のもの	一〇%	B10	
	ばれいしょ（切ってあるかないかを問わないものとし、更に調製したものを除く。）			
	その他のもの	七・五%	B7	
○七・一三	たけのこ			
	その他のもの	九%	B7	
	ぜんまい			
	その他のもの	九%	B10	
○七一三・一〇	乾燥した豆（さやを除いたものに限るものとし、皮を除いてあるかないか又は割ってあるかないかを問わない。）			
	えんどう（ピスム・サティヴム）			
	薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適するようにしたもの			A
	その他のもの			
○七一三・二〇	ひよこ豆			A
	ささげ属又はいんげんまめ属の豆			X
	緑豆（ヴィグナ・ムンゴ及びヴィグナ・ラジアタ）			A
	その他のもの			
○七一三・三一	播種用のもの（野菜栽培用のものに限る。）である旨が政令で定めるところにより証明されたもの			